

福 号 外
平成20年4月14日

高野 由美 殿

福 利 課 長
(公印省略)

公務災害等の認定について（通知）

先に請求のあった災害については、公務外の災害と認定されたので承知願います。

担 当	福利健康班 高橋
電 話	022-211-3675
F A X	022-211-3695

公務災害認定通知書（新規）

平成20年4月9日

高野 由美 様 _____

地方公務員災害補償基金

宮城県支部長 村井 嘉弘

公印

公務災害の認定について

平成15年10月14日付けをもって認定請求のあった下記の災害については、地方公務員災害補償法の規定に基づき、審査の結果、公務外の災害と認定したので、通知します。

記

被災職員の所属団 宮城県教育委員会

体及び所属部局名 石巻市立貞山小学校

被災職員の氏名 高野 啓

認定番号 03-0375

災害発生年月日 平成12年6月11日

傷病名

縊頸による窒息

理由 別紙のとおり

その他

公務災害認定通知書（新規）

認定番号

03-0375

（教 示）

- 1 この決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に地方公務員災害補償基金宮城県支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした処分の取消しの訴えは、不服申立ての前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、支部審査会に対する審査請求及び地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対する再審査請求をした後でなければ提起できません。

- 2 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に審査会に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

- 3 本件処分の取消しの訴えは、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決の日付から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、①再審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、又は②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができます。また、①本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他支部審査会及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、支部審査会及び審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

(認定理由)

本件は、以下の理由により、公務外の災害と認定する。

第1 災害発生の状況

被災職員（以下「本人」という。）は、昭和61年4月1日から教員として採用され、平成12年4月1日から石巻市立貞山小学校の勤務となり、6年2組学級担任、研究主任等を担当していた。

本人の妻（以下「請求者」という。）の申し立てによると、本人は、前任者との事務引継ぎの時点から研究主任としての仕事を始め、着任と同時に「総合的な学習の時間」の導入に向けた職務に取り組んだ。

また、自宅に仕事を持ち帰り、帰宅してからも食事時間も惜しんで、土曜日、日曜日もほとんど休むことなく毎日深夜2～3時頃まで仕事に専念していたが、次第に「仕事をやめたい」とか「疲れた」と口走るようになり、仕事をいくらやっても終わらないと必死で仕事をし、だんだん口数も少なく、食事もしなくなり、わずかな睡眠をとり仕事に没頭するという異常な多忙さであったとされている。

そのような状況の中、本人は、平成12年6月11日の午後2時30分ごろ、自宅の階段で縊頸状態にあるところを請求者により発見されたものである。

第2 精神疾患に起因する自殺か否かの検討について

1 認定の考え方

(1) 地方公務員災害補償制度において、災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が公務上の災害と認められるためには、職員が公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状況で災害が発生したこと（公務遂行性）を前提として、公務と災害との間に相当因果関係があること（公務起因性）が要件とされており、実際の認定は、地方公務員災害補償法施行規則（以下「規則」という。）及び「公務上の災害の認定基準について」（平成15年9月24日付け地基補第153号。以下「認定基準」という。）に基づいて行われる。

疾病については、一般的にその発生原因が外面的には明らかではないため、公務上外の認定に当たっては公務起因性の有無が重要な判断要素となる。

つまり、疾病は、種々の原因が複雑に絡み合って発症するものとされており、その原因のうちで、職員がもともと有していた素因（体質的にある特定の疾病にかかりやすい状態をいう。）や基礎疾患（現在の疾病

に先行して継続的に存在し、現在の疾病の発症又は増悪の基礎となる病的状態をいう。)が疾病の発生に大きく関与している場合が多いため、公務起因性の判断は、個々の事案に即して、医学的知見をも参考にして総合的に行うこととなる。その結果、疾病を発症させたと考えられる種々の原因のうち、公務が相対的にみて有力な発症原因と認められる(公務と疾病との間に相当因果関係がある)場合に限り、公務上の疾病として取り扱われるものである。

また、本件は、公務に関連して自殺をしたとして公務災害認定請求されたものであり、規則別表第1第8号及び認定基準の記の2の(3)のキの「公務に起因することの明らかな疾病(公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病)」と認められ、さらに、認定基準の記の3の「公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな障害又は死亡」と認められるか否かについて検討することとなる。

(2) 具体的には「精神疾患に起因する自殺の公務災害の認定について」(平成11年9月14日付け地基補第173号。以下「自殺認定基準」という。)により判断することとなる。

また、精神疾患については自殺認定基準の記の第4の4において、自殺認定基準を準用することとされているため、自殺認定基準を準用して判断することとする。

なお、自殺認定基準の基本的考え方は、以下のとおりである。

ア 認定要件

自殺の原因としては、公務に関連するものの他に、傷病苦、経済問題、被災職員又は家族等に係る事故・事件の発生、うつ病・統合失調症等の精神疾患、アルコール依存症、家庭問題(家庭内暴力、家族の病気・死亡、教育問題、家庭不和・離婚問題など)、異性問題、交友関係等が考えられる。また、自殺については、被災職員の性格等種々の要因も影響する。

このため、自殺認定基準においては、精神疾患に起因する自殺が公務上の疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな死亡として公務上の災害と認定されるためには、次の要件のいずれかに該当し、かつ、被災職員の個体的・生活的要因が主因となって自殺したものではないこととされており、その具体的要件については、以下のとおりである。

- ① 自殺前に、公務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にしうる異常な出来事・突発的事態に遭遇したことにより、驚愕反応等の精神疾患を発症していたことが、医学経験則に照らして明ら

かに認められること

- ② 自殺前に、公務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にしうる異常な出来事・突発的事態の発生、又は行政上特に困難な事情が発生するなど、特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務を行うことを余儀なくされ、強度の肉体的過労、精神的ストレス等の重複又は重積によって生じる肉体的、精神的に過重な負担に起因して精神疾患を発症していたことが、医学経験則に照らして明らかに認められること。この場合において、精神疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が、精神疾患の個別疾病の発症機序等に応じ、妥当と認められること。

なお、内因性うつ病、躁うつ病、統合失調症等、いわゆる狭義の精神疾患は、医学上、本人の素因的要因が発病に関与する程度が大きいとされていることから、当該精神疾患を発症したことによって、自殺に至った場合は、当該精神疾患の発症機序に関する医学経験則に照らし、厳正に行うこととされている。

さらに、自殺認定基準においては、「異常な出来事・突発的事態」とは、医学経験則上、驚愕反応等の精神疾患を発症させる可能性のある異常な出来事・突発的事態をいい、例えば、精神疾患に起因する自殺の直前に発生した爆発物、薬物等による犯罪又は大地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な状態がこれに該当するとされている。

次に、「特別な状況下における職務」とは、医学経験則上、強度の肉体的過労、精神的ストレス等を生じさせる可能性のある職務をいい、例えば、「異常な出来事・突発的事態」の発生時以降の職務又は大規模プロジェクト、制度の創設・改廃、条例の制定・改廃、緊張を強いられる折衝、伝染病・集団食中毒の発生に伴う対応等、通常の日常の職務に比較して、特に困難な職務を行うことを命じられるなどして、当該職務に従事したことがこれに該当するとされている。

次に、「通常の日常の職務」とは、被災職員が占めていた職に割当てられた職務のうち、正規の勤務時間内に行う日常の職務をいうとされている。

次に、「強度の肉体的過労、精神的ストレス等の重複又は重積」とは、医学経験則上、「特別な状況下における職務」に従事したことにより生じる、精神疾患を発症させる可能性のある強度の肉体的

過労、精神的ストレス等の重複又は重積をいい、例えば、次のような事態、状況等（以下「事象」という。）の重複又は重積が該当するとされている。この場合において、「強度」の肉体的過労、精神的ストレス等の有無については、被災職員と職種、職等が同等程度の職員との対比において客観的に判断する必要があるとされている。

(7) 肉体的過労等を発生させる可能性のある事象

- ① 1週間程度から数週間程度にわたる、いわゆる不眠・不休の状態下で行う、犯罪の捜査若しくは火災の鎮圧又は、危険、不快、不健康な場所等において行う、人命救助その他の被害の防禦等
- ② ①の職務遂行中における二次災害、重大事故等の発生への対処等
- ③ 期限の定められている職務のため数週間程度から1か月程度にわたって行う、特に過重で長時間に及ぶ時間外勤務（週40時間を超える程度の連続）
- ④ 通常の日常の職務に比較して、特に精神的、肉体的に過重な職務のため、1か月程度以上にわたって行う、過重で長時間に及ぶ時間外勤務（週数十時間程度の連続）
- ⑤ 上司、同僚、部下等の事故、傷病等による休業又は欠員の発生等による上記に準ずる、肉体的過労等を生じさせる諸事象

この場合、時間外勤務の評価に当たっては、時間外勤務の事実と業務内容等が証明されることが必要であり、事実関係が不明確である場合は評価の対象とされるものではない。

なお、「数週間程度」とは、自殺前の週を含めて2週間から3週間で、また、「週数十時間程度」とは、自殺前の週を含めて週20時間から30時間をいうものである。

また、業務上の必要性等から自宅において作業を行ったとの申立てがある場合、自宅作業は、任命権者の支配管理下になく、しかも、任意の時間、方法及びペースで行うことが可能であるため、原則として勤務公署における時間外勤務と同等に評価されるものではないが、業務が繁忙であり自宅で作業をせざるを得ない諸事情が客観的に証明された場合については、例外的に、自殺前に作成された具体的成果物の合理的評価に基づき付加的要因として評価されるものである。

(4) 精神的ストレス等を発生させる可能性のある事象

- ① 第三者による暴行、重大な交通事故等の発生
- ② 組織の責任者として連続して行う困難な対外折衝又は重大な決断等
- ③ 機構・組織等の改革又は人事異動等による、急激かつ著しい職務内容の変化
- ④ 極度のあつれきを生じるような職場の人間関係の著しい悪化
- ⑤ 重大な不祥事の発生
- ⑥ その他の上記に準ずる精神的ストレス等を発生させる諸事象

なお、公務に関連する自殺であっても、精神疾患に起因しない自殺は、公務上の災害とは認められないものである。

イ 症状顕在化までの時間的間隔

精神疾患は、諸種の原因によって発症に至るものであるが、特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事したことがあり、その後に精神疾患を発症したとしても、特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事してから精神疾患を発症するまでの時間的間隔が医学的に妥当なものと認められなければならない。

このため、自殺認定基準では、特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して過重な職務に従事してから、精神疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が医学上妥当と認められることを要件として明示している。

ここで、「症状の顕在化」とは、「自他覚症状が明らかに認められること」をいうものとされている。

ウ 調査期間

アの認定要件については、自殺の直前から6か月（特別な事情が認められる場合は、1年）前程度までさかのぼって調査する。

なお、自殺前の精神疾患発症の時期が、自殺前における医師の診断、診療により明らかである場合又は医学的に推定される場合には、当該精神疾患発症時期の直前から6か月（特別な事情が認められる場合は、1年）前程度までさかのぼって調査を行い、公務に起因して精神疾患を発症したものと認められるかの検討を行う。

2 自殺認定基準に基づく検討

(I) 本人の性格等については、次のとおりである。

ア 本人の性格

(ア) 請求者の申立て

- ・誠実、几帳面、他人に対し気配りが行き届く性格

(イ) 上司、同僚の主な申立て

- ・まじめで、熱心で、人当たりのよい性格であった。
- ・目立つのは嫌いであったが、人付き合いはよかった。
- ・子どもを誉めるのが上手であり、子どもからは慕われていたようであった。
- ・まじめな性格で、くよくよ考えることがよく見られた。
- ・(平成12年) 4月7日の歓迎会の席で、挨拶の中で自分には力がないこと、気が小さいことを話の中に差し挟んで自己紹介をしていた。
- ・本人の実父が「今までにも悩んで深く考え込むようなところがあって、姉と似ているところがあるんだ」と話したとのことである。(本人の姉(小学校学童保育勤務)は、職場を辞めて石巻に帰ってきたという事実があるとのこと。)

イ 既往歴

アトピー性皮膚炎

ウ 定期健康診断結果

災害発生前5年間では、特に異常所見は認められない。

(2) 本件精神疾患発症前の職務従事状況等についての検討

(平成12年3月～平成12年4月)

下記「(5) 本件に係る医学的知見」によると、「4月の貞山小学校への異動前から既に肉体的、精神的な不調が認められており、精神疾患を発症していたとまでは認められないものの、研究主任としての職務に対する嫌悪や不安等から「うつ状態」にあったものと考えられる。」、「本人は4月下旬ころからうつ状態が悪化してICD-10でいう「F32 うつ病エピソード」(以下「本件精神疾患」という。)を発症したものと推測され、支部専門医の意見書で指摘されている平成12年5月8日頃には本件精神疾患を明らかに発症していたと考えられる。」とされていることから、本件精神疾患発症の6か月前である平成11年11月頃からの職務従事状況等について検討することとする。しかしながら、請求者の申し立てによると、「(貞山小学校

転勤前の生活については) テレビを見たり子供と会話をしたりして11時頃には、いつも就寝するという規則正しい生活でした。」「(平成12年) 3月28日、貞山小学校に事務引継ぎに行き帰宅後どうだったかたずねると「6年担任と研究主任も担当でとても大変だ」と嘆いていました。その日からさっそく貞山小での校内研究主任にかかわる仕事を始め毎晩12時頃まで机に向かう日々になりました。」「転任後の仕事の様子は異常でした。」等と貞山小学校への異動内示後の勤務状況が異常な多忙さであったとされており、さらに、所属によると、「山下小学校勤務時、職員間のトラブル、保護者や子どもとのトラブルもなかったようだ。」と申し立てられており、山下小学校の勤務時には、特別な状況における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務を余儀なくされた状況は認められないことから、平成12年3月の貞山小学校への異動内示後の職務従事状況等について検討することとする。

ア 上記1-(2) -ア-① (異常な出来事・突発的事態に遭遇したことによる驚愕反応等の精神疾患の発症) に該当するか否かの検討

異常な出来事・突発的事態に遭遇したことによる驚愕反応等の精神疾患の発症は、認められない。

イ 上記1-(2) -ア-② (特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務を行うことを余儀なくされ、強度の肉体的過労、精神的ストレス等の重複又は重積によって生じる肉体的、精神的に過重な負担に起因した精神疾患の発症) に該当するか否かの検討

(ア) 本人の担当職務

山下小学校において、平成11年度に本人に割り当てられていた主な担当職務は、次のとおりである。

担任	主な校務分掌
2年1組担任	生徒指導主任、創意部、生活科部、体育部

平成12年4月からの貞山小学校における本人に割り当てられていた主な担当職務は、次のとおりである。

担当	内容
6年2組担任	学級における学習指導、生徒指導

研究主任	校内研究を担当、校内研究の立案、校内研究の世話役・まとめ役・意見の調整役
理科主任	理科教育にかかわるお世話役
集会委員会担当	月に1回行われる児童集会にかかわる集会委員の指導
道徳教育部員	道徳教育にかかわる道徳主任のサポート役
学芸的行事部員	学芸会などの学芸的行事を担当する学芸的行事主任のサポート役
特殊教育部員	特殊教育にかかわる特殊教育主任のサポート役
国際理解教育担当	国際理解教育にかかわる国際理解教育主任のサポート役
理科室の管理責任者	
交通安全少年団部員	交通少年団を指導する交通安全少年団主任のサポート役
スポーツ少年団の野球の渉外担当	
PTA保体部所属	PTAの保体部の行事をお世話する保体部主任のサポート役
貞山地区担当所属	

(イ) 勤務時間

勤務時間:8:15～17:00

休憩時間:30分、休憩時間:45分

週所定労働時間:40時間

(ウ) 職務従事状況等について

- ① 貞山小学校への異動及び6年生の学級担任としての職務について

請求者は、「転任してすぐ学校の様子もよくわからないまま、最高学年の6年生担任ということで毎日学校行事の中心の学年で生徒の指導等にも追われ、とても忙しい生活でした。」「研究主任や6年生担任などの仕事は、転任と同時に本人へのし掛かり、責任もかなり重くなっていました。」等と申し立てている。

しかしながら、勤務先を異にする異動は本人に限ったことではなく、教員のみならず仕事を行う者であれば誰しもが経験し得るものであり、実際、本人も昭和61年に牡鹿町立谷川小学校に採用となって以降、湊小学校、山下小学校と勤務先は変わっており、下記「(5) 本件に係る医学的知見」においても、「人事異動によって職場や仕事内容が変わればある程度の肉体的過労や精神的ストレスが生じることは一般的なこと」とされているように、ある程度の肉体的過労や精神的ストレスはあったであろうが、このような人事異動は本人に限った特別な出来事ではない。

次に、本人は異動に伴い6年生を担当することになったが、6年生を担当することと他の学年を担当することとを比較した場合の業務内容の相違について、所属によると、「6年生は最上級生であるので、他の学年の模範を示さなければならず、その面での指導に力を入れなければならない。」とされており、他の学年を担当する場合よりはある程度の困難を要する職務であったかもしれない。

しかしながら、本人は湊小学校勤務時の平成3年に6年生を担当しており、6年生を全く初めて担任するということでもなく、さらに、本人は15年近い教員としての豊富な知識や経験を有していたことを併せて考えると、異動に伴い6年生を担当することになったとしても特に過重な職務であったとは認められない。

本人が担任していた学級の状況については、所属によると、「当時の学年主任によると、学級経営上での悩みは話していなかったようである。同僚も同じような話をしている。」とされており、また、指導困難な生徒がいて混乱が生じていた等の事実はなく、請求者及び所属から提出された資料からは、本人が学級経営が成り立たず、時間外勤務を行わなければならないほど学級経営に奔走していたという状況も認められない。

以上のことから、貞山小学校への異動に伴い6年生の学級担任をすることとなったことは、教師として求められる通常の職務の範囲内のものであり、特に過重な職務を割り当てられていたとは認められない。

② 研究主任としての職務について

研究主任の職務については、所属によると、「他の校務と比較した場合の業務過重性はないとはいえない。特に、初めて研究主任の任に当たる教員にとっては、研究計画の立案、研究の進め方等で相当悩むものと思われる。」「貞山小学校では「総合的な学習の時間」の校内研究は、本人が赴任する前年度の平成11年度から着手している。平成12年度は研究2年目であり、研究の下地はできてきつつある段階とは推察するが、平成12年度から13年度の移行期間を経て平成14年度からの本格実施に向けた取組を担当することになった本人としては、まだまだ未知の分野の学習内容であり、校内研究をどのように推進していくべきかについて見通しが立たない面があり不安に思う気持ちはあったことと思われる。」とされており、同僚の証言でも、「本人は、校内研究の進め方がわからない、というような初めての研究主任としての悩みを話し、どういうふうに研究を進めていったらよいか相談された。」等とあることから、本人は研究主任としての職務を遂行するにあたって、不安や悩み、問題等を抱いていたことは認められる。

しかしながら、研究主任として「総合的な学習の時間」の実施に向けた校内研究を進める中で本人が抱いていた不安や問題等は、異動に伴って初めて研究主任を担当することとなった本人に限った特別なことではなく、研究主任としての担当教員であれば誰しもが抱く不安や問題等であったと推測される。実際、平成11年度の貞山小学校校長によると、「総合的な学習の時間」への移行期間であることについては、11年度校内研究のまとめにもあるように、次年度に繋がる方向が確かめられ、今後の見通しや課題も明らかになってきたので、特に大きな取り組みの研究になるとは考えにくい」とされており、提出されている資料等からも研究主任としての職務を遂行するに当たって、特に大きなトラブルが発生していた等の特段の事情は認められない。なお、初めて研究主任を担当する場合に限らず、それまで経験のない職務を遂行する場合には誰しもが大なり小なりの不安や問題等を抱えるものである。

さらに、所属によると、「この時期は、多くの小学校で「総合的な学習の時間」を校内研究として立ち上げている学

校が多かったと記憶している。」とされており、平成12年度の貞山小学校校長によると、「貞山小学校に転任する前の本人が勤務した諸学校でも校内研究について研究同人として取り組んでいますので研究の進め方、あり方等については当然認識していたものと推察されます。」とされ、同僚の証言では、「山下小学校で取り組もうとしていた研究と貞山小学校で取り組もうとしていた研究は、同じ「総合的な学習の時間」の研究である」とあることから、本人の異動先である貞山小学校だけが「総合的な学習の時間」の校内研究を行っていたわけではなく、本人も全く初めて校内研究に関わるということでもない。

また、平成12年4月28日には宮城県石巻教育事務所主催で、「小・中学校の研究主任（研究主任通算経験1年目及び2年目のみ）を対象に、望ましい校内研究の進め方を把握させ、校内研究のリーダーとしての自覚と専門性の確立を図るとともに、各学校の校内研究の充実と教職員の資質の向上を図ることを目的」として「平成12年度管内小・中学校校内研究研修会」が実施されている。

このように、「総合的な学習の時間」は各学校の創意工夫、特色を生かすことが求められており、各学校独自の取り組みであるとされていることから、「総合的な学習の時間」のための校内研究の進捗状況や内容も各学校で異なっていたと推測されるが、ある程度の校内研究の進め方等については研修会等で指導がなされており、また、前任校である山下小学校でも同じ「総合的な学習の時間」について校内研究を行っていたことから、本人は「総合的な学習の時間」の目的や研究の進め方等についてはある程度のノウハウはあったものと考えられる。

したがって、本人が異動に伴って初めて研究主任としての職務に携わることが特に困難な状況であったとは認められず、また、「総合的な学習の時間」について校内研究として取り組むことは本人だけに限った特別なことではない。

次に、同僚の証言によると、「転勤してすぐに、全職員で構成する校内研究を企画立案し指導・助言を行う研究主任になることは、通常ほとんどありえないことです。同じように、転勤してすぐに、学校行事や児童会活動等で最上級生として

活動をする6年生の担任となることも、ほとんどありません。」「初めての学校で卒業学年である6年生を担当しながらの研究主任という人事は、誰が考えても負担が大きく、私と同じ立場であったら、不安どころのさわぎではなかったと思います。」とされている。

しかしながら、所属によると、「あまり多くはないと思うが、「通常はほとんどありえない」とは言い切れないと考える。6年生担任として、且つ、研究主任としての力量を兼ね備えた人材が学校として必要という校内事情がある場合にはあり得ることと考える。」とされており、平成11年度の貞山小学校校長によると、「教務主任や副研究主任とよく連携して推進すれば本人は山下小という貞山小と同規模の勤務経験もあり、(他の教員より)号俸も上なので、対応可能な校務と判断した。」「石巻管内では(本人のように)号俸2-19位であれば、小規模校から中規模校まで何年かずつ経験しているはずであり、校内研究の推進については、どこの学校でも取り組んでいて「総合的学習の時間」についても、当時全県的に取り組んでいたので、研究の進め方については、中堅の教員は当然理解していたと考えられる。初めての研究主任については、この年代では研究推進メンバーの一員としての経験も積んでいるはずであるから、小規模校、中規模校ではあり得ると考える。」とされている。また、平成12年度の貞山小学校校長によると、「本人のような勤務歴でも、かつ、教師経験が十数年となれば一般的には異例なことではないと思われます。」とされており、客観的にみても、本人の勤務経験からすれば、異動後に6年生の担任と研究主任を担当することが全くの異例な人事であるとまでは認められず、本人が特別な状況下における職務に従事していたとは認められない。

次に、校内研究を進めるに当たっての本人への支援体制については、所属によると、「研究部員同士の連携が不十分であり、部内では、研究主任に任せていた点もある。」「研究主任に対する細かいところでの支援という部分では、職員間の連携、組織としての支援体制という部分では不十分だったようである。」等とされていることから、支援体制が十分であったということとはできない。

しかしながら、副研究主任との役割分担については、所属によると、「大きな役割分担をしていなかった。」「研究主任が校内研究の計画を立案し、それをたたき台として副主任との話し合いを日常的に行っていた。」とされており、また、「直接的な研究推進にあたっては、常に、教務主任が、研究推進にあたっての不明な点、進め方等に対する助言を行っていた。」「研究推進にあたって、研究内容についての相談は、良き理解者として主に教務主任と行っていた。」「校内研究推進にあたって不明な点があると教務主任から、研究推進のための指導助言を求めている。」等とされているように、少なくとも副研究主任や教務主任とは相談しながら研究を行うことができる体制にはあったものと認められ、実際、副研究主任とは毎日のように研究についての話し合いを行っており、さらに、状況に応じて教務主任の指導助言を受けながら研究を進めている。

したがって、本人への支援体制や副研究主任との役割分担が機能しなかったことによって、本人が一人で抱え込んで研究を進めなければならないような状況となり過重な職務を強いられていたとは認められない。

以上のことから、本人が行っていた研究主任としての職務は、研究主任として割り当てられた通常の職務の範囲内のものであり、異動に伴い研究主任としての職務に従事したことが、精神疾患を発症するほどの強度の肉体的、精神的負担であったとは認められない。

③ 時間外勤務時間について

山下小学校勤務時の状況については、請求者によると、「娘達の保育所の送り迎えをし、帰宅はいつも6時頃」とされており、所属によると、「退庁時刻は、男子教員では早い方であった。」とされている。貞山小学校勤務時の状況については、「子どもの迎えのため、5時15分から5時20分頃には退庁していたようである。」とされており、特に過重で長時間に及ぶ時間外勤務を行っていたとは認められない。

また、請求者は、「家に仕事を持ち帰り深夜まで毎日机に向かい研究の仕事に没頭し、とても負担の大きいものでした。」「毎夜深夜まで寝ることも惜しみ仕事をしていた」としており、その他の提出された資料においても、本人は連日

深夜まで自宅で仕事をしていた旨申し立てている。

自宅作業については、上記1-(2)-アのとおり、任命権者の支配管理下になく、しかも、任意の時間、方法及びペースで行うことが可能であるため、原則として勤務公署における時間外勤務と同等に評価されるものではないが、業務が繁忙であり自宅で作業をせざるを得ない諸事情が客観的に証明された場合については、例外的に、自殺前に作成された具体的成果物の合理的評価に基づき付加的要因として評価されるものである。

本件については、請求者によると、「4月初めは、学校に残って仕事をすると行って10日、12日、13日は20時頃まで学校で仕事をしてから帰宅したが、「職場では自分だけ校内研究の仕事に向かうこともできない。集中できないので家に持ち帰って仕事をすることにした。」と言って早めに帰宅するようになった。」とされているように、本人はあくまで個人的な事情により自宅での作業を選択しており、業務が繁忙であり自宅で作業をせざるを得ないような事情は客観的には認められない。

したがって、本人が行っていたとされる自宅作業については、職務の過重性の付加的要因として評価することはできない。

仮に自宅での作業時間を評価とした場合について検討しておくとして、所属によると、「どの学校でも同じであるが、学級担任をしての研究主任は、勤務時間のほとんどは、学級事務等に当たっている。校内研究に関しての資料作成等の業務は、家庭に持ち帰って行うことが多かった。」「教師は創造性が求められる職業であり、与えられた仕事をこなせばよいというものでもない。より良い授業作り(学習指導)をするためには教材研究が必要であるし、この教材研究も含め仕事を効果的に、そして実りあるものにするためには学校にいる間にできるものと、時には家に持ち帰ってしなければならない仕事もある。」等とされており、教師という仕事内容や特殊性、請求者の申し立て等を考慮すると、本人は自宅において研究主任としての作業等に従事していたであろうことは推認できる。

しかしながら、本人が自室に條もってからの状況について

は請求者も現認しておらず、提出されている資料からは、請求者が申し立てている自宅での作業時間すべてを研究主任としての作業に費やしていたのか、私的業務に費やしていたのか判断することはできないし、自宅での作業時間も、あくまで請求者の推測の域を出ない。

また、「研究主任を担当すれば一般的に連日連夜深夜に至るまで自宅作業を行わなければならないというものではないと考えます。」との平成12年度の貞山小学校校長による証言もあり、上記②の状況から客観的に考えると、研究主任としての職務の負担の大きさゆえに本人が請求者の申し立てているような連日の長時間にわたる自宅作業を行わなければならないとは考えられない。

したがって、仮に自宅での作業時間を評価するとしても、本人は自宅で作業を行う必要性があり、自宅において研究主任としての作業等に従事していたであろうという評価に留まるものであって、請求者の申し立てている自宅での作業時間をそのまま評価することはできない。また、評価に値する自宅での作業時間を明示することはできないし、質的にも過重な負担となるような自宅作業であったと判断することもできない。

ウ 以上のことから、本人の本件精神疾患発症前における職務従事状況、下記「(5) 本件に係る医学的知見」等から総合的に判断すると、本件精神疾患発症前に本人が行った職務が相対的に有力な原因となって、本件精神疾患を発症したものとは認められない。

(3) 本件精神疾患発症後の職務従事状況についての検討

(平成12年5月以降)

ア 上記1-(2) -ア-① (異常な出来事・突発的事態に遭遇したことによる驚愕反応等の精神疾患の発症) に該当するか否かの検討

異常な出来事・突発的事態に遭遇したことによる驚愕反応等の精神疾患の発症は、認められない。

イ 上記1-(2) -ア-② (特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務を行うことを余儀なくされ、強度の肉体的過労、精神的ストレス等の重複又は重積によって生じる肉体的、精神的に過重な負担に起因した精神疾患の発

症)に該当するか否かの検討

平成12年5月以降の本人の職務従事状況をみると、所属によると、「石巻市教育研究会総会(2日)、石巻教育研究会総会(8日)の後、遠足下見等が続いたり、また、春の運動会実施に向けての練習、そして、運動会の行事が続いたりしていた」、「研究推進全体会(5月12日)後も、運動会に向けての仕事が煩雑だった」等とされているが、本人が行っていた職務は、いずれも本人に割り当てられた通常の日常の職務の範囲内のものである。

退勤時刻については、「出勤時刻(ほぼ、午前7時45分ごろ)、退勤時刻(ほぼ17時30分～18時30分)に帰宅していた。」、「6月に入ってからの退勤時刻は、ほぼ午後5時30分過ぎであった。」とされており、特に過重で長時間に及ぶ時間外勤務を行っていたとは認められない。

次に、校内研究の状況については、所属によると、5月12日に第1回校内研究全体会、6月7日に第2回研究推進委員会を開催しており、各会議では「研究推進委員会、研究全体会の中で研究主任に対して直接的な遅れを非難するような発言はなかったと思います。」、「研究推進全体会などで、やれる範囲での研究でよいと励ましの言葉をかけることが多かった。」等とされており、指導助言に当たっていた教務主任も、「研究のことで、本人を厳しく責めたことは一度もない。」と申し立てており、研究の遅れや取り組み状況等について本人が叱責されるような状況は認められていない。

また、連日連夜深夜に至るまで、ましてや食事の時間まで惜しんで自宅作業を行わなければならないような職務負担を強いられていたという状況も認められない。

その自宅での作業については、上記(2)－イ－(ウ)－③のとおり、職務の過重性の付加的要因として評価することはできない。仮に評価するとしても、請求者の申し立てによると、「5月20日、帰宅後焼酎の水割りを2～3杯位飲みながら仕事をするようになった。」、「6月9日、10日は仕事をしながら部屋で倒れるまでウイスキー飲む」等とあるように、5月中旬以降は飲酒しながらという状況であり、職務として評価することはできないし、実際、校内研究についての作業を行っていたかどうか不明である。

また、下記「(5)本件に係る医学的知見」においては、「本人は、本人の性格など個体的要因及び本件精神疾患であるうつ病の症

状によって、実際はそれほど研究に遅れが出ていないにもかかわらず、研究が思うように捗っていないと思い込み、焦りや不安から強いストレスを抱き、自分の状態も十分に判断できないほどの精神的消耗を来し、その結果、自分自身を責めるという悪循環に陥り」とされていることから、本件精神疾患発症後については、本人は研究の進捗状況等を正常に判断出来ない状況にあったものと考えられ、請求者が申し立てているような自宅での作業時間を要するほどの過重な職務を強いられていたとは認められない。

ウ 以上のことから、本件精神疾患発症後における職務従事状況、下記「(5) 本件に係る医学的知見」等を総合的に判断すると、本人は本件精神疾患発症以後に従事した職務により、本件精神疾患について、自然的経過を早めて著しく増悪させた結果、死亡（自殺）したものと認められない。

(4) 支部相談医の意見書の内容は、おおむね以下のとおりである。

ア 自殺前に精神疾患を発症していたか否かについて

平成12年4月、石巻市立山下小学校から同貞山小学校へ転勤したが、恐らくその能力をかわれてか6年生の学級担任と研究主任とを併せて担当するように命じられ、特に後者については経験がなかったことから苦手意識が強く、相当努力をしなければならぬものと考え、3月末ころからは退勤して帰宅後は深夜にいたるまで、校内研究のテーマであった「総合的な学習」の研究資料の検討、作成などに励んでいた。

しかし、本人はこの研究の進捗状況に満足できないものがあったらしく、知り合いの教員などに対して仕事の難しさをこぼす一方、5月8日ころからは元気がなくなり、妻に対して「辞めたい」と言ったり、5月12日には「きくべえクリニックへ行きたいような気分だ」と妻に言っていた。通常の授業は変わりなく行っていたものと思われるが、家庭内では家族間の会話、接触が減少し、被災1週間前ころからはため息ばかりつき、帰宅後は二階にこもって仕事をするかたわらウイスキーを大量に飲んでその場で酔っぱらって寝てしまうこともあった。こうして6月11日、家族が外出している間に縊頸により自殺をとげたものである。

これらの経過からすると本人は平成12年3月末から抑うつ状態（うつ病を含む）におちいり、徐々にこれが進行して自殺にいたったものと考えられる。

イ 発症時期、発症機序、発症原因について

発症した時期は平成12年5月8日ころと推定され、その原因は転勤後の校務分担で6年生の学級担任と校内の研究主任という二つの業務を分担せざるを得なかった事による過度の精神的負荷にあったと思われる。本人は転勤直後から意欲をもって研究主任という業務を果たそうと努力していたようであるが、その努力が本人の満足する程には成果が上がらず、目的を果たすためには、今後どれほどの努力を要するかの見処もたらず、その結果抑うつ状態に陥り、将来に希望を見出すことができずに自殺にいたったものであろう。

この意味では心因性の抑うつ状態（従来 of 病名では心因性うつ病、抑うつ反応、反応性うつ病などに相当する）であったと推定されるが、自殺の直接の動機が上記の絶望感であったか、業務を完遂できなかったということへの自責感であったか、その両方であったか、あるいはその他の動機によるものであったかは明らかでない。

ウ 本人の性格等の素因による影響について

うつ病者の病前性格として几帳面、まじめである事、努力家で完全を指向する傾向が強いことなどが挙げられており、本人にもこの傾向があったと思われるが、本件ではこのような素因よりも心因の方がはるかに強く働いていたものであり、性格傾向を論う余地は少なかったであろう。また几帳面、まじめ等の性格傾向は通常教師として、むしろ望ましいものとされるであろう。

- (5) 以上の事実経過、その他請求者からの申し立て、所属から提出された資料等に基づき、地方公務員災害補償基金理事長が委嘱した複数の専門医の合議結果としての鑑定意見である「本件に係る医学的知見」は、次のとおりである。

本人は、事務引継ぎを行った平成12年3月28日以降、「(3月28日) 表情は、出かける前の明るい表情とは一転して暗くかたい表情にかわっていました。」、「(3月29日) 自分の一番苦手なこと、みんなを動かす立場になるということを考えていたら、ここ数日で3キロもやせました。」、「(3月31日) 貞山小学校での新しい校務に悩んでいるように感じました。」、「(3月31日) 本人はまったく話をせず、ずっと黙っていました。かなりまいっているなと思いました。」等と山下小学校の同僚が証言しているように、4月の貞山小

学校への異動前から既に肉体的、精神的な不調が認められており、精神疾患を発症していたとまでは認められないものの、研究主任としての職務に対する嫌悪や不安等から「うつ状態」にあったものと考えられる。

貞山小学校への異動後の本人の様子については、請求者によると、「4月下旬から「もう学校を辞めたい」と言うようになり、5月連休には実家の父親に「6年担任でその上研究主任という仕事が大変で、辞めたくなった。」とこぼしていた。」「(4月29日の祝日)終始疲れている様子でした。」「(5月上旬)「精神科にかかりたい気分だ」だとか「学校辞めたい」とか言い出しました。」「(5月の連休明け)大きなため息ばかりつき、食欲もあまりなくなって食事を残すようになりました。」等とされている。

以上のことから、本人は4月下旬頃からうつ状態が悪化してICD-10でいう「F32 うつ病エピソード」(以下「本件精神疾患」という。)を発症したものと推測され、支部専門医の意見書で指摘されている平成12年5月8日頃には本件精神疾患を明らかに発症していたと考えられる。

本件精神疾患発症前の職務従事状況については、本人は平成12年4月に石巻市立貞山小学校に異動し、6年2組の学級担任と研究主任としての職務を主に行っていたとされている。

異動に伴い6年生を担当していたことについては、人事異動によって職場や仕事内容が変わればある程度の肉体的過労や精神的ストレスが生じることは一般的なことであり、また、いずれの学年を担当したとしてもある程度の肉体的過労や精神的ストレスを伴うものであって、6年生を担当したことが他の学年と比べて著しく精神的なストレスになるとは考えられないし、異動に伴い6年生を担当した教員がすべからず精神疾患を発症するとは考えられない。

さらに、本人は研究主任としての職務を行っており、請求者や同僚等の証言からも当該職務が本人にとっては最も肉体的にも精神的にも負担に感じていたことは明らかである。

しかしながら、研究主任としての職務については、本人は初めて行ったとされるが、研究主任に限らず初めての職務を担当すればある程度の精神的ストレス等は生じるものである。また、上述の事務引継ぎから異動までの本人の様子からも、自分の苦手な分野であったこともあり本人が必要以上に研究主任としての職責を重く受け止めていたにすぎず、所属が異動して間もない本人に対して到底でき

ないような研究主任としての役割を求めたり、無理難題を要求していたという状況はなく、本人が思い悩まなければならないほど研究の進捗状況に遅れがあったとも認められていない。また、副研究主任によると、「研究のことについての話は毎日のように行っていた。研究の進め方について話し合った。」とされており、さらに、教務主任からも随時アドバイスを受けており、研究主任としての職務を行う上で本人が孤立して精神的に追い込まれるような状況も認められない。

以上のように、事務引継ぎから異動までの本人の様子や異動して1か月という非常に短い期間で発症していることから本人の脆弱性も否定できず、本人の教員としての経験年数を考えても、本人に割り当てられていた4月以降の公務が誰しにも本件精神疾患を発症させるほどの肉体的過労、精神的ストレスをもたらすとまでは認められない。

本件精神疾患発症後についても、本人は研究主任としての職務等に従事しており、自宅においても引き続き連日深夜まで仕事を行っていたとされている。

しかしながら、平成12年5月以降に本人が行っていた公務が、本件精神疾患について、自然的経過を早めて著しく増悪させ、又は自殺させるほどのストレス要因であったとは認められない。

なお、本人は、本人の性格など個体的要因及び本件精神疾患であるうつ症状によって、実際はそれほど研究に遅れが出ていないにもかかわらず、研究が思うように捗っていないと思い込み、焦りや不安から強いストレスを抱き、自分の状態も十分に判断できないほどの精神的消耗を来し、その結果、自分自身を責めるという悪循環に陥り自殺したものと考えられる。

以上のことから、本件精神疾患発症後の職務従事状況についても、特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務を行うことを余儀なくされていたとは認められず、公務が相対的に有力な原因となって、自殺に至ったとは認められない。

第3 結論

以上のことから、本件死亡(自殺)は、公務との相当因果関係が認められないことから、公務外の災害と認定する。